

細 則

第 1 条（地方連盟）

地方連盟とは、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「本連盟」という）に加盟する下部組織として各都道府県を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力を行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

第 2 条（社会人連盟）

社会人連盟とは、本連盟に加盟する下部組織として全国にある社会人クラブ及び選手を統括する。

- 2 社会人選手権大会は、社会人連盟に加盟する社会人クラブのメンバーでなければ参加することはできない。

第 3 条（地区市町村連盟）

地区市町村連盟とは、本連盟及び地方連盟の下部組織として、地区市町村を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力を行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

第 4 条（学生連盟）

学生連盟とは、本連盟に加盟する下部組織として全国にある学生クラブ及び選手を統括する。

- 2 学生選手権大会は、学生連盟に加盟する学生クラブのメンバーでなければ参加することはできない。

第 5 条（ブロック）

ブロックは、北海道・東北、関東、東京、北陸甲信越、東海、関西、中国・四国、九州・沖縄、の 8 ブロックとする。

- 2 ブロックは、地域におけるボディビル・フィットネスの発展のためブロック内にある地方連盟代表正会員の合意に基づきブロック連盟を置くことができる。
- 3 ブロック連盟は、本連盟の定款と規程を遵守し、本連盟の目的及び事業に積極的な協力を行う。

第 6 条（執行部会）

本連盟の執行部は、会長・副会長・専務理事・常務理事により構成し、執行部会を組織し

て本連盟の日常の運営を行う。

第7条（運営会議）

本連盟の運営会議は、執行部及びそのつど必要に応じて招集した本連盟役員により構成し、本連盟の日常の運営について審議する。

第8条（公認クラブ）

公認クラブとは、一般の人が会費を払ってボディビル・フィットネスのトレーニングを行うクラブのことをいう。

第9条（同好会）

同好会とは、近隣に公認クラブがなく、ボディビル・フィットネスのトレーニングを行う仲間が会費を出し合い、営利を目的としないで小規模に運営され、一般に会員を募集しない会をいう。

2 同好会の名称は、〇〇ボディビル・フィットネス同好会とする。

第10条（社会人クラブ）

社会人クラブとは、職場内にトレーニング施設を有するクラブまたはトレーニング施設を有しないが日本連盟登録選手を有するクラブのことをいい、所属するメンバーはその職員でなければならない。但し、公認クラブ及び類似するスポーツ施設であってはならない。

2 社会人クラブの名称は、〇〇会社ボディビル・フィットネスクラブ、〇〇市役所ボディビル・フィットネスクラブ等とする。

第11条（学生クラブ）

学生クラブとは、学校別（大学・高校）に組織され、その学校の施設を利用してトレーニングするクラブのことをいい、所属するメンバーはその生徒でなければならない。

第12条（クラブ・同好会の加盟）

地方連盟に加盟したクラブ・同好会は、加盟後すみやかに所定の手続きを行い、本連盟の理事会の承認を得て、本連盟に加盟しなければならない。

第13条（選手・指導員・審査員・クラブ・同好会・社会人クラブの除名）

本連盟の認定する選手・指導員・審査員・クラブ・同好会・社会人クラブが次の各号の一に

該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟クラブ・同好会としての義務に違反したとき。
- (3) 本連盟の規約に違反し統制に服さないとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。

第14条（組織の加盟手続き）

連盟が新しく設立された場合は、加盟費と年間登録費に下記の書類を添えて申請し、総会の承認を得て加盟する。

- (1) 加盟申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書

第15条（加盟組織の年度初めの手続き）

本連盟加盟組織は、毎会計年度終了後3カ月以内に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 公認クラブ一覧表
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書

第16条（加盟組織の年度末の手続き）

本連盟下部組織は、毎会計年度開始前に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第17条（組織の加盟取消）

本連盟下部組織が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを加盟取消することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟組織としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第 18 条（下部組織の役職）

本連盟の下部組織は、本連盟を除名された者を役職に就けてはならない。

第 19 条（スポーツ仲裁機構）

ボディビル・フィットネス競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

（附 則）

本細則は、本連盟設立の日より施行する。

（改 定）

1993 年 10 月 10 日

1997 年 3 月 2 日

1998 年 3 月 8 日

2000 年 6 月 11 日

2002 年 10 月 12 日

2005 年 10 月 1 日

2010 年 3 月 14 日

2014 年 3 月 2 日